



CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER
Fair Trade Commission of Japan

国際事案に対する競争法の適用

松下満雄

成蹊大学大学院法務研究科教授
東京大学名誉教授

1. 競争法の域外適用とは

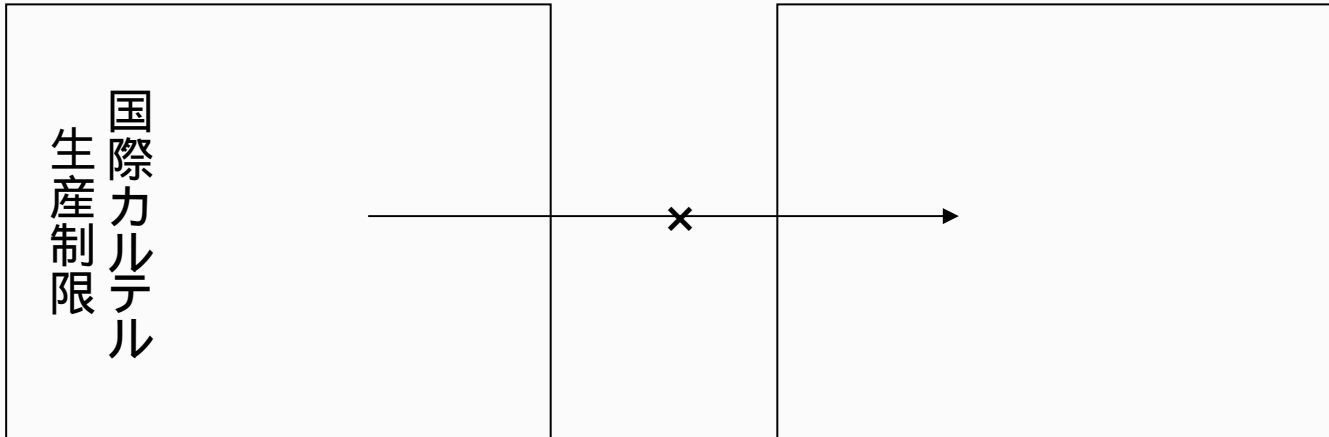
- 外国で行われる行為に自国競争法を適用すること
- 実体法の域外適用と手続法の域外適用(実体法を中心に説明)
- 企業活動の国際化と国内管轄権の狭隘化により域外適用が起きる
- 国際法上もある程度認められている(客観的属地主義)

2. 米反トラスト法域外適用の展開

- アメリカン・バナナ事件判決(1909) 属地主義
- アルコア事件判決(1945) 効果主義
- ハートフォード火災保険会社事件判決(1993) 米最高裁が効果理論を承認
- FTAIA (Foreign Trade Antitrust Improvement Act, 1982) 外国で行われた行為の直接的、実質的、合理的に予見可能な効果が米国に及び、その効果が反トラスト法上の請求原因である場合に、域外適用が可能
- 域外適用事件では「当然違法プラス原則」が適用される(後述のファックスペーパー事件判決等)

アルコア事件

ヨーロッパ



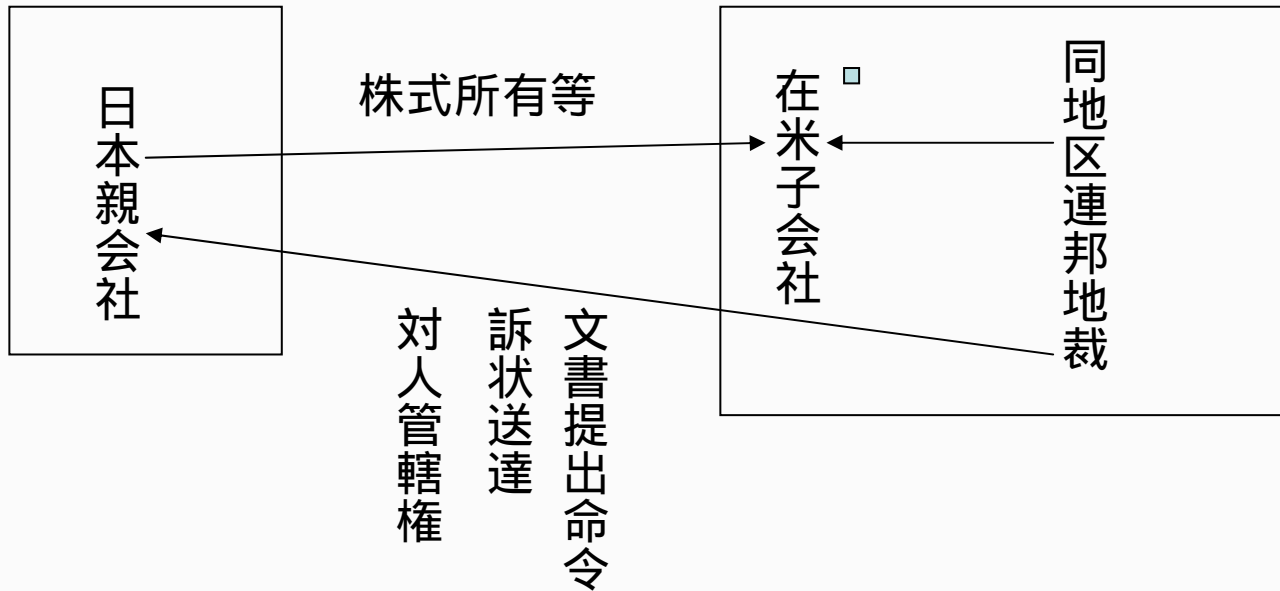
米国

輸出制限

米反トラスト法の手続的管轄権

ニューヨーク南部地区

日本



米国

クレイトン法12条→会社の所在地、現在地、又は事業地

現在地(...is found)又は事業地(transacting business)が問題

日本親会社が在米子会社の支配(control)、及び、管理(manage)が必要

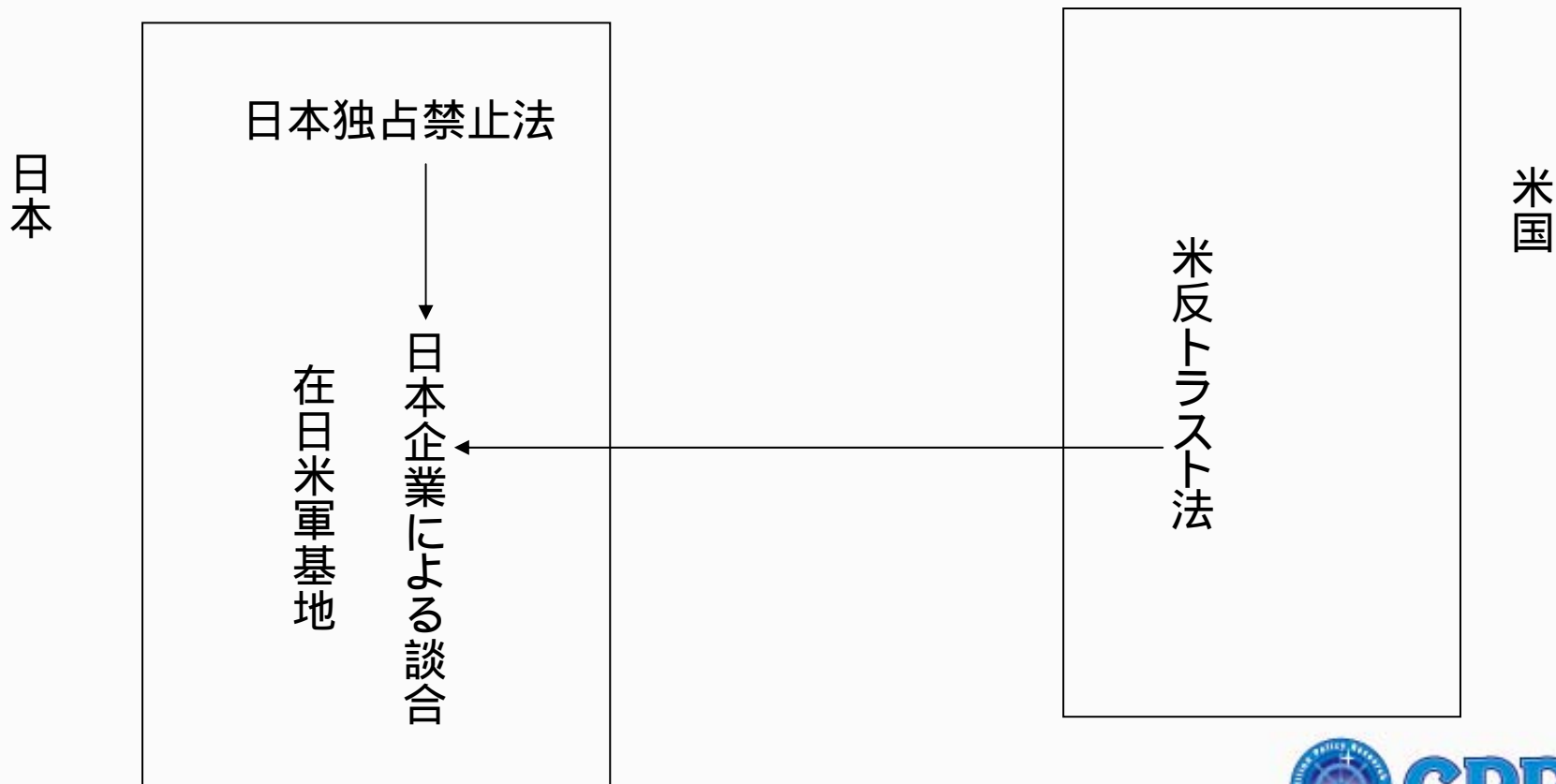
東芝事件判決(1974)→日本親会社による在米子会社の「管理」がないので、米裁判所の管轄権を否定



3. 米反トラスト法と在日米軍基地談合事件

- 司法省・連邦取引委員会の国際取引ガイドライン(1995)
- 横須賀米海軍基地談合事件(1988)
- 横田空軍基地談合事件(1991)

在日米軍基地事件

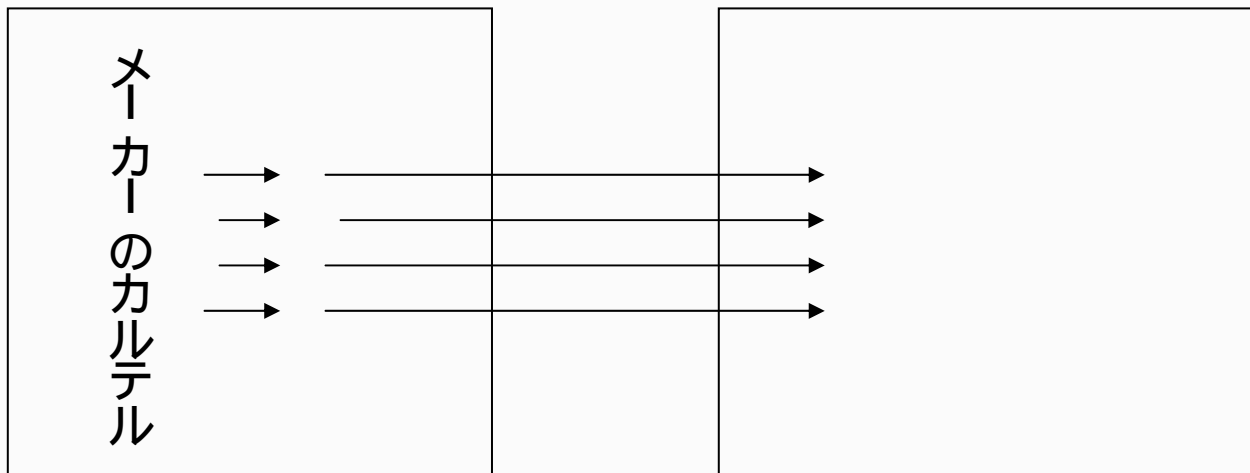


4. 米反トラスト法の最近の対日適用事例

- ファックスペーパー事件地裁判決、控訴裁判決(1999)(輸出カルテル)
- マレーシアETR事件地裁判決、控訴裁判決(2002)(輸出カルテル)
- エンパグラン事件最高裁判決(2004)
- 戸田工業事件判決(2005)、味の素事件判決(2005、2007)、ダイセル事件判決(2005)
- 1916年反ダンピング法事件判決(2007)

ファックスペーパー事件

日本

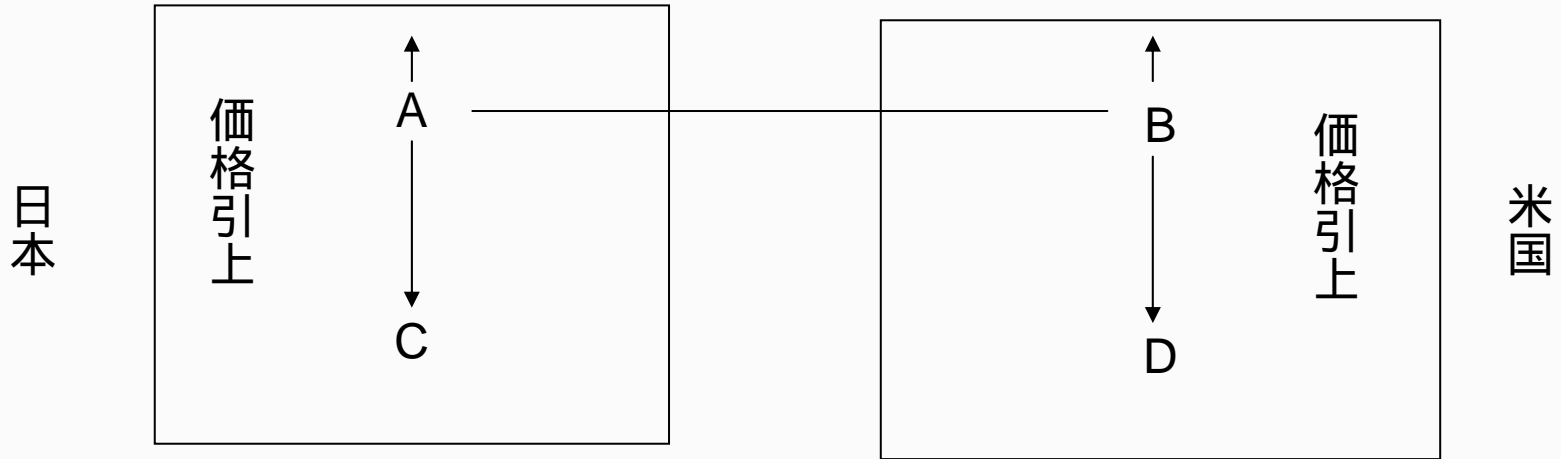


米国

米国における価格協定

エンパグラン事件

(概念図)



Cは日本における買い手

Dは米国における買い手

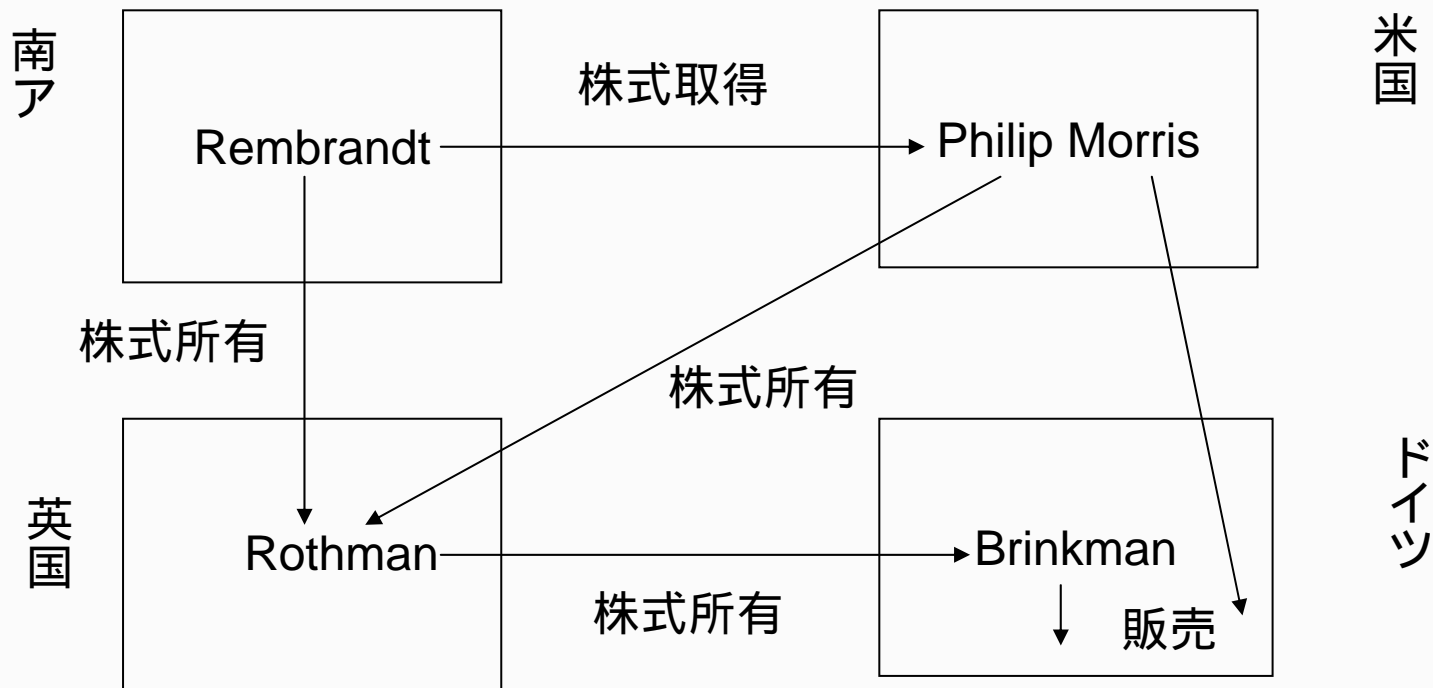
Cが米国においてAを相手として損害賠償請求

米最高裁判決 日本における違反効果が米国における違反効果と密接に関係している場合にのみ提訴可能
その場合の判断基準は「それがなければ」(but for)ではなく、「密接な原因」(proximate cause)でなければならない。

5. ドイツ・EU競争法の域外適用

- ドイツ競争制限禁止法98条2項 ドイツ外で行われた行為の「効果」が域内で生ずれば適用
- 対日域外適用事例 国際カルテル(日本輸出カルテル)事件(1972)(日本独禁法も適用された)
- 対米企業域外適用事例 フィリップモリス事件判決(1982)
- EUにおける木材パルプ事件判決(1988) 「実施(implementation)理論」
- GE / Honeywell事件判決(2004)
- 同事件をめぐる米とEUの見解対立(米司法省反トラスト局長声明)

フィリップモリス事件



Philip Morris が Rembrandt から Rothman の株式を取得

Philip Morris が Rothman を支配する

Rothman は Brinkman を支配

ドイツにおける Philip Morris と Brinkman の競争が消滅

6. 日本独占禁止法の域外適用

- 独占禁止法涉外問題研究会報告書(1990)
- 独占禁止法第4章改正(1998)
- 日本独禁法涉外事件 三重運賃事件審決(1972)、ノボ事件判決(1975)、小松ビサイラス事件決定(1981)、ノーディオン事件審決(1998)等
- 外国における書類送達

7 最近の国際カルテル事件

- 米国、EUにおける最近の国際カルテル摘発事例と日本企業への影響
- EU加盟国における刑事訴追の活発化(英国、アイルランド)
- 米司法省による最近の国際カルテル摘発事例(マリンホーズ事件)
- 政府による執行と私的訴訟 通常は政府訴訟が先行し、私的訴訟が後続する。エンパグラン事件(前述)、インテル事件(係属中)
- リニエンシー制度
- 政府間協力による対国際カルテル執行

8. 反トラスト違反における外国の犯罪人引渡問題

- 日米犯罪人引渡条約
- 独占禁止法違反「私的独占又は不公正な商取引の禁止に関する法令に違反する罪」が引き渡し対象となる犯罪として挙げられている
- 逃亡犯人引渡法、司法捜査共助法
- 米 英引渡し事例(英貴族院に係属中)

9. 国際的調整手法

- 域外適用に関する紛争は以前ほど深刻でない
- エンパグラン事件における日本政府及び外国政府の意見書
- 二国間協定(日米、日EU、日カナダ、日豪等)
- FTAにおける競争規定(日星、日タイ協定等)
- ICN
- OECD、UNCTAD、WTO等